



岐阜市告示第 513 号

富山県及び石川県における市税等に関する申告等の期限の延長について

岐阜市税条例（昭和25年岐阜市条例第14号。以下「条例」という。）第14条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所、本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長します。

令和6年1月23日

岐阜市長 柴 橋 正 直



指 定 地 域
富山県、石川県